

障害福祉サービス費等における請求事務について

毎月の請求事務について、返戻の対象となってしまう主な内容です。
請求の際には御注意願います。

(1) サービスの提供日及び提供時間について

- ・実績記録表に記載されているサービス提供日や時間が重複している。

[例1] **A事業所(生活介護)** 7/1 9:30~14:00

B事業所(生活介護) 7/1 14:00~16:00

→1日単位での請求になるため、AかBどちらか一方の事業所しか算定できません。

[例2] **C事業所(就労継続支援B型)** 7/1 9:30~16:00

D事業所(通院等介助) 7/1 11:00~13:00

→通院等介助の時間帯に就労継続支援B型のサービスを提供していることとなるため、C事業所が通院等介助の時間を除いて請求するか、D事業所が通院等介助の請求を取り下げるかになります。

(2) サービスコードの誤りについて

- ・「家事援助」のみ支給決定がされている利用者について「身体介護」の請求をしている事例や、「通院等介助」の支給決定がされている利用者について、「通院等乗降介助」の請求がされている事例があった。

→受給者証等でサービス内容を確認の上、請求してください。

(3) 利用者負担上限月額について

- ・利用者負担上限月額管理結果票の「利用者負担上限」月額が誤っているため、利用者負担月額が正しく計算されていないものがあった。

→受給者証等で利用者負担上限月額を確認の上、利用者負担上限管理事務を行ってください。

- ・利用者負担上限額管理の届出を行わずに利用者負担上限管理事務を行っている事業所があった。

→利用者負担上限額管理の届出がされていない利用者の請求については返戻としているので、該当者には早急に手続きを行うよう御案内願います。

(4) 障害支援区分について

- ・障害支援区分が誤っているために、正しく請求されていないものがあった。

→受給者証等で障害支援区分を確認のうえ請求願います。

(審査会等の遅れがある場合、区分認定後に請求願います。)